

介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件について

令和6年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定におきまして、介護職員等の更なる処遇改善として、新たに「介護職員等処遇改善加算」「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

該当加算の算定要件として、介護職員等処遇改善加算等に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行う必要があることが定められています。

コープいしかわ福祉事業で取得している処遇改善加算並びに、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みの内容は以下の通りとなります。

【事業別取得加算一覧】

事業所名	サービス名	加算の種別
コープいしかわケアセンター金沢	訪問介護	介護職員等処遇改善加算Ⅰ
	訪問型サービス（総合事業）	
	居宅介護	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ
	重度訪問介護	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ
コープいしかわケアセンター金沢 デイサービスこーぷあいあい	地域密着型通所介護	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
	通所型サービス（総合事業）	
コープいしかわグループホーム戸板	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	介護職員等処遇改善加算Ⅱ

【取り組み内容】

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供